

北海道渡島総合振興局と北海道檜山振興局及び  
北海道コカ・コーラボトリング株式会社営業統括本部リテール事業部函館販売部  
との連携協力に関する協定書

北海道渡島総合振興局（以下「甲」という。）と北海道檜山振興局（以下「乙」という。）及び北海道コカ・コーラボトリング株式会社営業統括本部リテール事業部函館販売部（以下「丙」という。）は、平成26年1月18日に締結された「北海道コカ・コーラボトリング株式会社と北海道との連携と協力に関する協定書」第1条に係る道南地域の活性化に寄与する取組として、以下のとおり協定する。

（協働事項）

第1条 甲、乙及び丙は、次の各号に掲げる事項のうち具体的な実施内容・役割等に関し、甲、乙及び丙が合意した事業（以下「協働事業」という。）を協働で取り組む。

- （1）北海道新幹線開業を契機とした地域振興に関する事項
- （2）地域住民への情報発信に関する事項
- （3）甲及び乙が行うイベントへの協力に関する事項
- （4）その他、甲乙丙協議により必要と認められる事項

（外部への公表）

第2条 甲、乙及び丙は、協働事業の実施に当たって知り得た情報を外部に公表しようとする場合は、事前に相手方の同意を得るものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲、乙及び丙は、協働事業の実施に当たり、知り得た秘密を外部へ漏らしてはならない。なお、本協定が解除になった後も同様とする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、期間満了の1ヵ月前までに甲、乙及び丙から特段の申し出がなければ、同じ内容で更新されるものとする。

（協定の解除）

第5条 甲、乙及び丙は、相手方が次に掲げる各号に該当する場合は、文書により相手方に是正を催告し、当該催告後1ヵ月以内を経過するまでに是正されない場合は、本協定を解除することができる。

- （1）正当な理由なく、協働事業に協力しないとき
- （2）本協定の履行に関し、不正または不当な行為があったとき
- （3）本協定に違反したとき
- （4）前各号に掲げるものの他、本協定の解除についてやむを得ない事情があるとき

(この協定にない事項)

第6条 この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書を3通作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年5月22日

甲 北海道渡島総合振興局

局長

宮内孝

乙 北海道檜山振興局

局長

立花譲二

住所 函館市西桔梗町861番地2

丙 氏名 北海道コカ・コーラボトリング株式会社

営業統括本部 リテール事業部 函館販売部

部長

細井誠